

法務総合研究所研究部報告

17

2002

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した更生保護分野に関する研究調査として、「外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策」及び「保護観察付き執行猶予者の成り行きに関する研究」の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第17号を刊行する。

「外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策」は、①外国人保護観察対象者に関する全国規模の実態調査から明らかになった現状及び問題点、再犯に至る要因の分析結果、②アメリカ合衆国及び連合王国における実地調査の結果について紹介したものである。2000年を基準として過去10年間の傾向を見ると、外国人対象者の係属人員は一貫して増加傾向にあり(総数で約10.3倍。2000年末係属人員は1,184人)、特に1997年以降は、少年対象者の増加が著しく、国籍も、40か国にわたっている。

これらの外国人対象者処遇上の困難性として、①言葉の問題、②社会的・文化的背景の相違、③同国人同士の閉鎖的な関係、④就労(就職及び継続就労維持)の困難性、⑤出入国管理制度上の留意点への対応の必要性などが、従来指摘されてきた。しかし、これらの課題の存在が指摘され、かつ、現実に外国人対象者数は増加し続けているにもかかわらず、従来、外国人対象者に関する全国的な実態調査及びそれに基づく問題点のより深い分析や対応策の検討がなされた例はなかった。そこで、本研究の基本目的は、国内における全国規模の外国人対象者の実態調査及び外国における外国人対象者への対応等の実地調査を行い、その結果に基づいて、今後の我が国における外国人対象者の処遇を効果的に行う上で必要と考えられる対策について明らかにすることに置いた。

「保護観察付き執行猶予者の成り行きに関する研究」は、保護観察対象者の中から保護観察付き執行猶予者に焦点を当てて、属性及び成り行きに関連する要因等について、最近10年間の膨大な統計データをもとにして、詳細に分析したものである。保護観察付き執行猶予者の再犯率は、他の種類の保護観察対象者と比較して格段に高く、平成12年には36.4%にも上っている。これは看過できない状況であり、その背景・要因等の解明が課題となっていた。

上記の現状にかんがみれば、これらの調査研究はいずれも、時宜に適ったものといえる上に、今後、外国人保護観察対象者及び保護観察付き執行猶予者に対する社会内処遇を、より一層効果的なものとしていく上でも参考になると思われるので、本研究が、部内はもとより、関係各界において活用されることがあれば幸いである。

終わりに、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省保護局及び全国の保護観察所の関係各位に、心からの謝意を表する次第である。

平成14年3月

法務総合研究所長

坂 井 一 郎

要 旨 紹 介

この研究部報告は、我が国の外国人保護観察対象者の実態調査及びアメリカ合衆国・連合王国の外国人対象者処遇についての調査の結果を掲載した。利用の参考のため、各調査の要旨を紹介する。

「我が国における外国人保護観察対象者の実態調査」

1 調査の実施概要

調査は、外国人保護観察対象者の現状及び問題点について、より正確かつ幅広く把握することを目的とし、全国の保護観察所の協力を得て、保護観察事件記録に基づく特別調査を実施した。

調査対象者は、平成9年1月1日から12年6月30日までの間に保護観察を終了した外国人保護観察対象者である。ただし、戦前から日本に在留している韓国・朝鮮人等の特別永住者及び退去強制事由に該当するなどの理由で、保護観察が実施できなかった者については、調査対象から除いたため、総数で567人が分析の対象となった。

調査項目は、①対象者の属性や環境、②本件犯罪に関する事項、③保護観察の実施状況、④成り行きとした。分析は、少年と成人で別に行い、集計による全体像の把握のほか、多変量解析の手法を用いて、成り行きに影響を与える要因を探った。

2 調査結果の概要

(1) 保護観察処分少年と少年院仮退院者について

- ・ 保護観察処分少年と少年院仮退院者の比は約8対2である。
- ・ 年齢は、18歳・19歳の者が最も多い。
- ・ 出身国はブラジルと中国が多い。
- ・ 家族と一緒に来日したか家族との同居目的で来日した者が多い。
- ・ 薬物使用経験を有する者の割合は、保護観察処分少年では約10%であるが、仮退院少年では約40%である。
- ・ 不良集団に所属していた者の割合は保護観察少年では約30%であるが、仮退院少年では約50%である。
- ・ 本件非行名は窃盗・道路交通法違反・傷害・恐喝が多い。
- ・ 保護観察処分少年よりも、少年院仮退院者の方が、共犯とともに事件を起こした者の割合が高い。共犯者がいる事件の場合、どちらについても、共犯者中、本人と同国籍の者と日本人の割合は同じくらいである。
- ・ 保護観察期間を通じて、本人の日本語能力の方が、引受人の日本語能力より高いことが多い。
- ・ 保護観察期間を通じて、無職者は半減している。
- ・ 再非行で処分された者の割合は、保護観察処分少年で、一般の保護観察処分少年よりやや高く、少年院仮退院者で、一般の少年院仮退院者よりやや低い。
- ・ 保護観察終了事由が取消しになることや再非行で処分されること、それぞれに影響する要因として共通して挙げられたのは、保護観察受理時の年齢が低いこと、来日後の保護処分歴があること、性格・行動特性に問題があること、保護観察終了時に無職であること、であった。

(2) 仮出獄者と保護観察付執行猶予者について

- ・ 仮出獄者と保護観察付執行猶予者の比は約7対3である。
- ・ 年齢は30歳代の者が最も多い。
- ・ 出身国はベトナムと中国が多い。
- ・ 就労目的で来日した者やインドシナ難民として来日した者が多い。
- ・ 薬物使用経験を有する者の割合は、仮出獄者では40%弱であるが、保護観察付執行猶予者では20%弱である。
- ・ 不良集団に所属していた者の割合は仮出獄者では30%弱であるが、保護観察付執行猶予者では20%弱である。
- ・ 本件罪名は窃盗と覚せい剤取締法違反が多い。
- ・ 仮出獄者の方が、保護観察付執行猶予者よりも、共犯者とともに事件を起こした割合が高い。共犯者がいる事件の場合、どちらも共犯者は本人と同国籍の者であることが多い。
- ・ 保護観察期間を通じて、本人の日本語能力の方が、引受人の日本語能力より高いことが多い。
- ・ 保護観察期間を通じて、仮出獄者の無職者は半減しているが、保護観察付執行猶予者の無職者は約20%減にとどまっている。
- ・ 再犯で処分された者の割合は、一般の仮出獄者や保護観察付執行猶予者に比べてやや高い。
- ・ 保護観察終了事由が取消しになることや再犯で処分されること、それぞれに影響する要因として共通して挙げられたのは、保護観察処遇上において生活実態の把握が難しいこと及び保護観察終了時に無職であること、であった。

(3) 外国人保護観察対象者に対する各庁の取組

外国人保護観察対象者の処遇のために、特別の内規を作成したり庁内の申合せをしたりしている庁はごく一部であったが、約3分の1の庁は裁判所の法廷通訳人をはじめ、ボランティア等を含めた通訳を活用していると回答した。また、約4分の1の庁で担当保護司に外国語のできる保護司を指名することで言葉の問題に対処している。そのほか、必要に応じて異文化理解のための自庁研修や出入国管理制度の自庁研修を行うなどの工夫が見られた。

「アメリカ合衆国及び連合王国における外国人対象者処遇の状況及び対策」

1 アメリカ合衆国

外国人対象者の処遇に際しては、言葉の障壁と文化摩擦の問題に対して不可分一体のものとして対応する必要があるため、英語と対象者の母国語両方が使え、かつアメリカ文化双方と対象者の母国の文化双方に理解が深い者（地域連絡調整官）を採用している例がある。また、ボランティア活動が活発である点や各種行政サービスのネットワーク化が進んでいる点が我が国と異なる点である。

2 連合王国

外国人という枠組みではなく、人種問題と関連した施策の中で、非白人の不利益を是正するために言葉の障壁や文化摩擦を減らすことが試みられている。難民や保護申請者などをサービスの対象としている点が我が国と大きく異なる点である。

「保護観察付き執行猶予者の成り行きに関する研究」

1 調査実施の概要

本研究は、保護観察付き執行猶予者の諸属性、保護観察の成り行き、成り行きに影響を及ぼす要因等を分析し、保護観察処遇の効果的な実施に役立つ基礎的な資料を得ることを目的とした。そのために、法務省大臣官房司法法制部の保護統計のうち保護観察事件受理調査票及び保護観察・更生緊急保護事件終了調査票により集積された、平成2年から11年までの最近10年間のデータを用い、①保護観察終了事由、②保護観察終了時の成績・状態、③保護観察中の犯罪による処分という3つを保護観察の成り行きの指標として、属性、処分歴等との関連を見た。また、特に処遇が困難で再犯率が高いとされ、類型別処遇と関連のある不良集団関係及び薬物等使用関係について分析を行った。

2 分析結果の概要

本研究による分析の結果、以下のことが明らかになった。

(1) 保護観察付き執行猶予者の属性等とその経年変化

- ・ 保護観察受理時において、刑事処分歴のない者、保護処分歴のない者、不良集団関係のない者、薬物等使用関係のない者等、一般に「犯罪性が進んでいない」とされる者が増加している。
- ・ 保護観察終了事由が期間満了である者、保護観察終了時に仮解除中の者、保護観察中に新たな処分を受けることがなかった者等、「成り行きがよい」とされる者が減少している。
- ・ 保護観察受理時において、貧困な者、無職（学生・生徒及び家事を除く）の者、単身又は更生保護施設に居住する者等、生活基盤が不安定な者が増加しており、それが保護観察の成り行きに影響を及ぼしていることが考えられる。

(2) 成り行きと属性等との関連

- ・ 男性と比べると、女性の方が成り行きがよい者の比率が高かった。
- ・ 執行猶予が初度目の場合と再度目の場合とで、成り行きに統計的な有意差は見られなかった。
- ・ 本件罪名が殺人、業過、強姦・強制わいせつ罪である場合には、成り行きがよい者の比率が高く、毒劇法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反等の場合には、成り行きが悪い者の比率が高かった。
- ・ 保護観察終了時において、何らかの職業に就いている者及び無職（定収入あり・学生・家事）の者の場合には、成り行きがよい者の比率が高く、無職（その他）の者の場合には、成り行きが悪い者の比率が高かった。
- ・ 保護観察受理時の刑事処分歴が起訴猶予のみの者は、実刑、執行猶予、罰金の処分歴のある者と比べて、成り行きが悪い者の比率が高かった。
- ・ 少年院送致及び教護院・養護施設送致の処分歴のある者は、成り行きが悪い者の比率が高かった。

(3) 受理時不良集団関係と成り行きとの関連

- ・ 不良集団関係があった者は、そうでない者と比較して成り行きが悪い者の比率が高かった。
- ・ 暴走族と関係があった者は、他の不良集団と関係がある者と比較すると、成り行きがよい者の比率が高かった。

(4) 受理時薬物等使用関係と成り行きとの関連

- ・ 覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係があった者は、成り行きが悪い者の比率

が高かった。

- ・ 麻薬・あへん・大麻の使用関係があった者は、薬物等使用関係のなかった者と比較しても、成り行きが悪い者の比率は高くなかった。